

青森県報

第二千四百七十七号

平成十七年
五月十六日
(月曜日)

目次

告 示

証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(出納課)…一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課)…一

右 同……………(同)…二

右 同……………(同)…三

出先機関

土地改良区の役員の住所変更……………(農林水産部)…四

右 同……………(農林水産部)…四

右 同……………(農林水産部)…五

告 示

青森県告示第四百二十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十七年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
五所川原市金木町朝日山三三三の八
角田 弘子

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
北津軽郡金木町大字金木字朝日山三三三の八
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所
五所川原市金木町朝日山三三三の八

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン板柳ショッピングセンター
北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二三五
代表取締役 反田悦生
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株 式 会 社 大 創 産 業 広 島 県 東 広 島 市 西 条 吉 行 東 一 丁 目 四 の 一 四 代 表 取 締 役 矢 野 博 文	変 更 後	平 成 一 七 ・ 四 ・ 三
-------	---	-------	--------------------

四 届出年月日

平成十七年四月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

2 期間

平成十七年五月十六日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年九月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前ステーションビル

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目二の二

代表取締役 大塚陸毅

弘前ステーションビル株式会社

弘前市大字表町二の一

代表取締役 浅利久雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社鷺湖書房 東京都台東区池乃端三丁目四の四 代表取締役社長 小松茂生	変 更 後	平 成 一 七 ・ 四 ・ 三
	日本メディアア有限公司 岩手県盛岡市盛岡駅前通一〇の五二F 代表取締役社長 野中薫	"	"

四 届出年月日

平成十七年四月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年五月十六日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年九月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役 羽間和彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社リオ横山 愛知県名古屋市中区平和一丁目 一五の二七 代表取締役 横山和幸	変 更 後	削除	株式会社ダン 大阪府大阪市平野区長吉長原西 一丁目三の八 代表取締役 越智直正	変 更 年 月 日
					平成 一七・一・二四
					一七・四・二〇

四 届出年月日

平成十七年五月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び下田町役場

2 期間

平成十七年五月十六日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年九月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十六日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	姥名 敏善	旧住所 上北郡上北町大字大浦字大浦一七 新住所 上北郡東北町大字大浦字大浦一七	平成 一七・三・三一
"	大池 良一	旧住所 上北郡上北町大字大浦字白旗六〇の二 新住所 上北郡東北町大字大浦字白旗六〇の二	"
"	佐々木千代寿	旧住所 上北郡上北町大字大浦字中岫平五三の二 新住所 上北郡東北町大字大浦字中岫平五三の二	"
"	瀬川 一郎	旧住所 上北郡上北町大字大浦字大長根二四の三 新住所 上北郡東北町大字大浦字大長根二四の三	"
"	瀬川 桂吾	旧住所 上北郡上北町大字大浦字徳万才六の一 新住所 上北郡東北町大字大浦字徳万才六の一	"

"	高田 静雄	旧住所 上北郡上北町大字大浦字徳万才二六の三 新住所 上北郡東北町大字大浦字徳万才二六の三	"
"	高松 博幸	旧住所 上北郡上北町大字大浦字大浦三〇の一 新住所 上北郡東北町大字大浦字大浦三〇の一	"
"	高松 寿和	旧住所 上北郡上北町大字大浦字白旗九の四 新住所 上北郡東北町大字大浦字白旗九の四	"
"	米内山 道良	旧住所 上北郡上北町大字大浦字古館一九の一 新住所 上北郡東北町大字大浦字古館一九の一	"
"	米内山 秀博	旧住所 上北郡上北町大字大浦字才市田三二の二 新住所 上北郡東北町大字大浦字才市田三二の二	"
監事	阿部 義政	旧住所 上北郡上北町大字大浦字観音沢一七 新住所 上北郡東北町大字大浦字観音沢一七	"
"	佐々木千三郎	旧住所 上北郡上北町大字大浦字徳万才三七 新住所 上北郡東北町大字大浦字徳万才三七	"
"	柴田 英悦	旧住所 上北郡上北町大字大浦字大浦一〇 新住所 上北郡東北町大字大浦字大浦一〇	"

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十六日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	神 昭 弘	旧住所 西 北 津 軽 郡 柏 村 大 字 桑 野 木 田 字 米 本 七 八 の 二 新住所 つ が る 市 柏 桑 野 木 田 米 本 七 八 の 二	平 成 一 七 ・ 二 ・ 二

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小田川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年五月十六日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	原 田 一 實	旧住所 北 津 軽 郡 金 木 町 大 字 嘉 瀬 字 端 山 崎 一 七 の 四 新住所 五 所 川 原 市 金 木 町 嘉 瀬 端 山 崎 一 七 六 の 四	平 成 一 七 ・ 三 ・ 一 六
"	棟 方 兼 夫	旧住所 北 津 軽 郡 金 木 町 大 字 喜 良 市 字 中 富 田 三 五 新住所 五 所 川 原 市 金 木 町 喜 良 市 中 富 田 三 五	"
"	中 谷 肇	旧住所 北 津 軽 郡 金 木 町 大 字 川 倉 字 林 下 七 八 の 一 新住所 五 所 川 原 市 金 木 町 川 倉 林 下 七 八 の 一	"

"	監 事	"	"	"	"
長 利 嘉 市 郎	泉 谷 信 治	小 松 誠	工 藤 清 治	青 山 恭 一	沢 田 茂
旧住所 北 津 軽 郡 中 里 町 大 字 深 郷 田 字 富 森 一 五 二 の 三 新住所 北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 深 郷 田 字 富 森 一 五 二 の 三	旧住所 北 津 軽 郡 金 木 町 大 字 喜 良 市 字 千 苅 一 六 七 の 九 新住所 五 所 川 原 市 金 木 町 喜 良 市 千 苅 一 六 七 の 九	旧住所 北 津 軽 郡 中 里 町 大 字 大 沢 内 字 海 原 六 〇 新住所 北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 大 沢 内 字 海 原 六 〇	旧住所 北 津 軽 郡 中 里 町 大 字 中 里 字 亀 山 六 三 一 新住所 北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 中 里 字 亀 山 六 三 一	旧住所 北 津 軽 郡 中 里 町 大 字 尾 別 字 湯 島 一 二 一 新住所 北 津 軽 郡 中 泊 町 大 字 尾 別 字 湯 島 一 二 一 の 六	旧住所 北 津 軽 郡 金 木 町 大 字 嘉 瀬 字 雲 雀 野 九 六 の 一 新住所 五 所 川 原 市 金 木 町 嘉 瀬 雲 雀 野 九 六 の 一
"	"	"	"	"	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭